

消防用設備等点検業務  
仕様書

令和 8 年 1 月

尾鷲総合病院

明示項目	明示項目の詳細	明示事項			
共通	<p>1 目的</p> <p>2 適用基準等</p> <p>3 許認可申請</p> <p>4 施行方針 適用範囲</p> <p>5 自家発電機設備点検</p>	<p>ア 本業務は、消防法第8条の2の2、第17条の3の3に規定に基づき、尾鷲総合病院(新棟、本館(CT棟含む)、透析棟、放射線治療棟、病院宿舎、自家発電施設等)の各消防用設備の機能保全のため技術員を派遣し消防用設備等の点検、防火対象物の点検、防災管理点検、防火設備の定期検査を実施し三重紀北消防組合及び三重県への報告を行うものである。</p> <p>ア 契約書 消防法、同法施行令、同法施工規則及びこれに基づく告示等 関係諸法令等 エ その他関係通知等 オ その他指示するもの</p> <p>ア 業務内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には受注者は書類作成等について協力すること。</p> <p>ア 本業務の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備すること。ただし、本病院及び受注者とも事前に予知できない事項についてはこの限りでない。 受注者は、本仕様書、設計書について業務施行中に不備や疑義が生じた場合は、本病院と十分協議のうえ遗漏のないよう業務を行うこと。</p> <p>ウ 本業務に修理は含まれない、ただし、本病院からの依頼対応はその限りではない。 エ 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とし、日本産業規格（J I S）、電気規格調査会標準規格（J E C）、日本電気工業会標準（J E M）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。 オ 本業務に伴い、軽易に調整、部品の交換および清掃等が必要なものがあれば、受託金額の範囲内で実施するものとする。</p> <p>ア 自家発電機設備点検はメーカーおよびメーカー系列会社仕様による点検とする。 イ 点検は別紙の「自家発電設備点検仕様書」内容とし前期は半年点検、後期は1年点検を実施する。 ウ 報告書は別冊にて点検報告書を作成し提出すること。</p>			

6	履行期間	ア 令和8年4月1日から令和9年3月31日
7	協議	ア 点検は工程表を作成し実施すること、その場合期日を本病院と十分協議し実施すること。
8	業務範囲	ア 機器点検 イ 総合点検 ウ 防火対象物定期点検（防火対象物点検資格者による点検） エ 防災管理定期点検（防災管理点検資格者による点検） オ その他消防用設備 カ 自家発電機設備点検 キ 防火設備の定期検査及び行政機関への報告（一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員による検査） ク 連結送水管耐圧性能検査
9	報告書	ア 受注者は、本業務完了に際して、点検報告書を詳細に明記するとともに、点検記録表及び消防提出報告書、その他必要な書類を添付し提出するものとする。 機器点検報告書 年1回 総合点検報告書 年1回 自家発電機点検報告書 年2回 防火対象物定期点検報告書 年1回 防災管理定期点検報告書 年1回 防火設備の定期検査報告 年1回 連結送水管耐圧性能検査 年1回
10	緊急故障時	ア 緊急故障時等には、本病院からの指示に基づき、休日昼夜問わず直ちにサービスマンを派遣し緊急点検・調査対応及び応急修理を行うこと。（夜間の場合、当院から連絡を受けてから30分以内に到着すること） その場合消防設備士等の資格を有する者が対応にあたること。 常日頃から緊急連絡が取れる体制であること。 また、受注者の責に帰すべき事由により、設備等に損害を与えた場合は、直ちに本病院へ報告するとともに、損害を賠償しなければならない。
11	労働災害の防止	ア 業務中の危険防止対策を十分に行い、また、作業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。現場の作業使用面積、最小限の範囲とし、業務完了後において現況復旧すること。また、現場内は常に整理整頓を励行し、灾害、盗難などの事故防止に努めること。

12	業務経費の負担	アイウ 業務にかかる電力、用水等は病院の承諾を得て、指定する箇所から分岐し使用するものとする。点検上必要な消耗性部品・薬品・油脂類・ウエス・工具・試験機器等は全て受注者負担とする。誘導灯及び誘導標識設備のランプについて、寿命と見なされるもの、または不点灯の場合蛍光ランプ等の費用及び交換作業は受注者負担とする。
13	撤去材の処理等	ア 本業務により発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき受注者の責任により適正に処理すること。
14	修理	ア 修理については、別途協議するものとし、本病院からの指示に基づき対応すること。
15	支払条件	ア 支払は2回払いとし、契約金額（消費税別）の1／2 + 消費税を前期分、後期分として支払うものとします。 前期分（令和8年4月1日～令和8年9月30日） 令和8年9月末日に請求し、翌月末日までに支払う。 後期分（令和8年10月1日～令和9年3月31日） 令和9年3月末日に請求し、翌月末日までに支払う。
16	その他	ア 業務受託者は消防設備点検に必要な消防設備士もしくは消防設備点検資格者1種、2種の資格を有する者であること（資格の写しは入札参加資格審査申請書に添付すること。）
17	暴力団等不当介入に関する事項	ア 暴力団等不当介入に関する事項 尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。 (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。 (2) (1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

明示事項	明示項目の詳細	明示事項	
設備の明細			
	1 建物規模	ア	新棟S R C造8階建 9438.953m <sup>2</sup> 本館R C造6階建(C T棟含む) 9386.12m <sup>2</sup> 放射線治療棟R C造平屋建て 348.15m <sup>2</sup> 透析棟S C造2階建 1431.56m <sup>2</sup> 病院宿舎S造3階建 688.65m <sup>2</sup>
	2 防災監視盤 (複合盤)	ア	メーカー ホーチキ株式会社 種別 G R型受信機 HRN-A F S 1 0 2 0 F G A Z (R 3 0)  直流電源装置(F S B - 2 4 B A) 1台組込
	3 非常電源(自家発電設備)	ア	メーカー 川崎重工業(株) カワサキガスタービン発電装置 発電装置形式 T 5 0 0 S A - B E R 1995-9製造 定格出力 5 0 0 K V A 定格電圧 6 6 0 0 V ガスタービン S 1 T - 0 3 発電機 E - A F 燃料 A重油
	非常電源(蓄電池設備)	イ	メーカー 川崎重工業(株) 形式 E F - 8 A - 2 4 L 1995-9製造 容量 2 4 V 3 0 0 A h 充電装置(型式) C - 8 A - 2 4 L 1995-9製造 鉛蓄電池形式 H S - 3 0 0 2 0 0 5 - 2 製造 セル数 1 2 セル 電圧 2 4 V 定格容量(1時間率) 1 8 0 A h
	4 その他	ア	別添図参照

設備の明細	5 感知器の数量	ア	差動式スポット（普通型）	2種	464個					
			〃（試験機能付）	2種	124個					
			定温式スポット（非防水型）	1種	27個					
			定温式スポット（防水型）	特種	15個					
			定温式スポット（防水型）	1種	18個					
			光電式スポット（非蓄積型）	2種	15個					
			熱アナログ式スポット（試験機能付）	特種	45個					
			光電アナログ式スポット（試験機能付）	2種	328個					
			光電式スポット（非蓄積型）	3種	4個					
			合計		1,068個					
			6 表示機（子機）	新棟	1階監視室	1台				
				各ナースステーション（3階～7階）	5台					
				外来棟	2階受付、4階総務課	2台				
				合計		8台				
			7 防火扉、シャッターネーム		新棟	防火扉	15	28	1	2
					シャッター		1	7	1	0
					合計		16	35	2	2
			8 スプリンクラーポンプ	ア	エバラ製作所	1台				
					TYPE	NPN-30S				
					電源	3相 200V	60Hz	30kW		
					DATE	1995-01				
			9 消火栓ポンプ	ア	エバラ製作所	1台				
					TYPE	NPN-7.5D				
					電源	3相 200/200.220V	50/60Hz	7.5kW		
					DATE	1995-03				